

三二の四、乙三二の五、乙三二の七、字美ノ谷  
 乙二二の二、乙二二の三から乙二二の八まで、  
 字信堂乙二二の四・乙二二三の七・乙二二三  
 の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に  
 限る。）、乙二二の二、乙二二の五から乙二  
 二の七まで、乙二二の九、乙二二の三〇、  
 乙二二三の四、乙二二〇の一、乙二二〇の二、  
 乙二二一、乙二二二の二、乙二二二の四から乙  
 二二二の七まで、乙二二二の二〇、乙二二二の  
 二二から乙二二二の二七まで、乙二二三の二〇、  
 乙二二三の四、乙二二三の六、乙二二三の二〇、  
 乙二二三の二五から乙二二三の二九まで、字一  
 ツ橋乙二六五の三四（国有林）、乙二六四の一、  
 乙二六四の三、乙二六四の四、乙二六四の九、  
 乙二六五の一、乙二六五の二、乙二六五の四か  
 ら乙二六五の八まで、乙二六五の二二、乙二六  
 五の二五、乙二六五の二七、乙二六五の二八、  
 乙二六五の二〇、乙二六五の二九から乙二六五  
 の三二まで、乙二六五の三五、乙二六六の九、  
 乙二六六の二、字向山乙二四四の一、乙二四四  
 の二、字横谷乙一六八、字吉原谷乙二七一の一、  
 乙二七一の三から乙二七一の五まで、乙二七一  
 の七、乙二七一の一四、乙二七一の一七から乙  
 二七一の二四まで、乙二七一の二六、乙二七一  
 の二七、乙二七一の三三、乙二七一の一から乙  
 二七二の二四まで、乙二七二の二五、乙二七二  
 の二八、乙二七二の二九、乙二七二の三三、乙  
 二七二の三三、乙二七二の三七、乙二七二の三  
 九、乙二七二の四四、乙二七二の四八、乙二七  
 二の四九、乙二七二の五三、乙二七二の五四、  
 乙二七二の五九から乙二七二の六一まで、山田  
 下字才谷一〇六九の一から一〇六九の三まで、  
 一〇七〇の一、一〇八二の二、一〇八二の七、  
 一〇八三、一〇八四の一、一〇八四の二、字  
 四八、九三二の一、九三二の二、九八二の一、  
 九八二の二、字正司一八の一、一三二の一、  
 字城山三三七五の一、三三七五の五、三三七七  
 の一、三三七七の三、三三七八、三三九八の一、  
 二四三三の一から二四三三の四まで、二四三三  
 の六、字松熊二七九の二、二七九の四、二七九  
 の五、三二七の一、三二八の一、三四五の一、  
 三四六の二、三四四の一、三四四の二、三四四  
 九の三まで、三三七七の一、三三四の二、三三四  
 の五、三三四の七、東分字大峯上乙六四九、乙  
 六五〇の一、字吉谷乙二二八の一（次の図に示  
 す部分に限る。）、乙二二八の四、乙二二八の七  
 から乙二二八の一一まで、乙二二八の二〇、乙

五二八の二四、西分字青浦乙七五九の二、乙七  
 五九の三、乙七五九の一〇から乙七五九の一七  
 まで、字牛ノ字堂乙六五八の一、乙六五九、乙  
 六六一の一、字大小屋乙七四四の二、乙七四四  
 の八、乙七四四の二一から乙七四四の二四まで、  
 字大空乙七〇二の一、乙七〇二の四、乙七〇二  
 の五、乙七〇二の七から乙七〇二の九まで、乙  
 七〇二の二一、字行道乙六八九の四、字角ヶ内  
 乙七六〇の二、乙七六〇の七、乙七六〇の八、  
 乙七六一の一、乙七六二、乙七六三の一、乙七  
 六四の一、乙七六七の一、乙七六七の五、乙七  
 七二の一、乙七七二の二、乙七七二の五、乙七  
 七三の二、乙七七三の七、字常清乙四七二の一  
 一、乙四七二の二二、乙四七二の二五、乙四七  
 二の二七、乙四七二の三三、乙四七二の二四、  
 字西谷乙六二〇の一、乙六二〇の八、乙六二一  
 の一、乙六二二、乙六二三の一、乙六二三の二、  
 乙六二三の五、乙六二三の六、字西開乙六〇九  
 の一一・乙六〇九の一四・乙六〇九の一五（以  
 上三筆国有林）、乙五九九の二、乙六〇五の二、  
 乙六〇九の三、乙六〇九の二二、乙六〇九の二  
 三、乙六〇九の二六から乙六〇九の二〇まで、  
 乙六一七の一、乙六一九の一、乙六一九の九、  
 乙六一九の二二から乙六一九の二七まで、字東  
 開乙五七七の二、乙五七八、乙五七九の二、乙  
 五七九の四、乙五八〇の二から乙五八〇の四ま  
 で、乙五八〇の六、乙五八〇の八、乙五八〇の  
 九、字本曲木乙六三七の一、乙六三九の三、  
 乙六三九の四、乙六四二の三、乙六四二の二一、  
 乙六四二の二二、字曲木乙六四八の二、乙六四  
 九の一、乙六四九の七から乙六四九の二〇まで、  
 乙六五二の一、字山ノ上乙七五五の三（国有林）、  
 乙七五四の二、乙七五五の二、乙七五五の四、  
 乙七五五の六、乙七五五の二一、乙七五五の二  
 七五五の四、字横倉乙五五六、乙五五七の一、  
 乙五五七の二、乙五五七の六、羽床上字兜二  
 三三七の四、字長谷二〇四〇の五から二〇四〇の  
 七まで、字安帽子二〇三九の一〇、二〇三九の  
 一一、千足字土橋竹谷二九四（次の図に示す  
 部分に限る。）、乙三四一の七、乙三四一の二三、  
 乙三四一の一四、乙三四一の四 土砂の流出の  
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
 三 変更後の指定施業要件  
 防備  
 1 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 ○農林水産省告示第千五百二十一号  
 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月  
 二十三日農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告  
 示）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月三日から施行する。  
 平成二十九年十月四日 農林水産大臣 齋藤 健

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 （次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を香川県庁及び綾川町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。）

改 正 後	改 正 前
別表 一～四（略） 北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊 郷、中国、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里	別表 一～四（略） 北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊 郷、中国、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里

○農林水産省告示第千五百二十二号  
 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研  
 究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十九年九月において実施した型式検査に合格し  
 た農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。  
 平成二十九年十月四日 農林水産大臣 齋藤 健

農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称	合格番号	依頼者の名称
1 農機具の種類 農機具の型式名 農用トラクター(乗用型) 用安全キャブ及び安全フ レーム	VALTRA CM081SN	中西商事株式会社
"	VALTRA CM081ST	"
"	三菱 CFA360	三菱フジトラ農機株式会社
"	三菱 2FA360	"

2 検査成績の概要  
 検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局  
 及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産  
 省ホームページ（URL: <http://www.maff.go.jp>）に掲載する。  
 ○環境省告示第六号  
 環境省告示第六号  
 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九  
 十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年九月二十二日付けをもって次の第一種使用規程  
 の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。  
 平成二十九年十月四日 農林水産大臣 齋藤 健  
 環境大臣 中川 雅治